

平成30年4月1日

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人

特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

- 1 目的 次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康維持と職務意欲の向上をめざす
- 2 計画期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日までの2年間
- 3 内容

目標1：各休暇・休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行い、各休暇・休業の利用実績の向上をめざす。特に看護・介護休暇においては前計画期間比で利用倍増を図る。

### <対策>

- 平成30年4月～ 次世代育成対策委員会でパンフレット等を作成、職員へ周知する。
- 平成31年4月～ 法人本部で職員から休暇・休業の問い合わせがあった際の情報提供項目のマニュアルを作成し、正確な情報提供を行う。

目標2：女性が働きやすく、キャリアアップをめざせる職場形成に向けた研修を実施する。

### <対策>

- 平成30年4月～ 次世代育成対策委員会と法人本部の共催で管理職を対象とした女性活躍推進に主眼をおいた研修を企画、実施する。
- 平成31年4月～ 次世代育成対策委員会で女性管理職・一般職を対象とした女性のキャリア形成に主眼をおいた研修を企画、実施する。

目標3：時差出勤制度を導入し、業務の効率的遂行と職員の長時間労働の軽減を両立させる。実施前より超過勤務時間を減少させる。

### <対策>

- 平成30年4月～ 就業規則を改正し、実施状況を検証する。
- 平成31年4月～ 制度に関する運用状況を確認し、実施事業所を拡大する。